

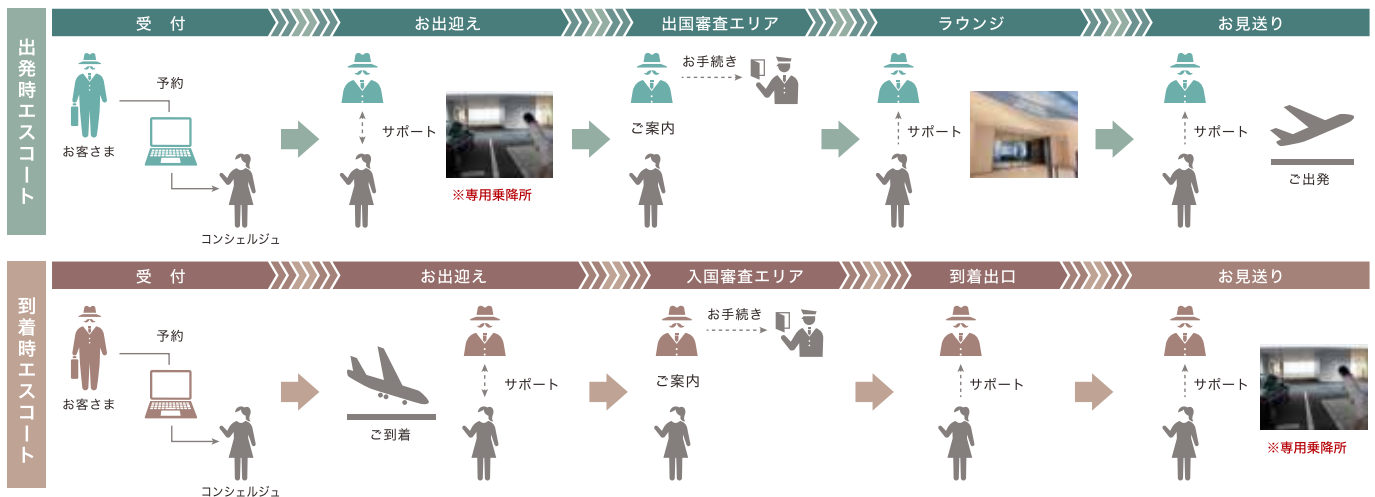
HND-AIRPORT ESCORT SERVICE

羽田空港エスコートサービス

“感動と記憶に残るサービス”で、お客さまの旅をサポートします

羽田空港エスコートサービスとは羽田空港の国際線をご利用されるお客さまに、「安らぎ・心地よさ・プレミアム感」を実感していただくための羽田空港を熟知したコンシェルジュによる“One To One”サービスです。

サービス内容



1. 羽田空港のご指定場所までお出迎え・お見送りをいたします。
2. チェックインなどのお手続きをサポートいたします。
3. 保安検査場・出国審査場・搭乗ゲートへご案内いたします。
4. 専用の車両乗降所や、出発時には空港ラウンジもご利用いただけます。
5. 上記を基に受付・予約の際、より詳しくご要望をお伺いの上、エスコートプランをご提案いたします。

ご利用料金(税込)

エスコートサービス料金 (国際 / 出発・到着・乗継)	基本料金(3時間)	延長料金(1時間毎)
お客さま 1名(スタッフ1名)	55,000円	27,500円
お客さま 1名追加毎(スタッフ1名)※4名まで	11,000円	5,500円

※サービス対応時間は3時間を基本といたします。3時間を超過する場合は、延長料金をお支払いいただくことで、サービスを延長することができます。
※お客さま5名まで、スタッフ1名で対応いたします。(6~10名の場合:スタッフ2名)
※お支払い通貨は日本円とさせていただきます。
※詳細については、下記窓口へお問い合わせください。

HND-AIRPORT ESCORT SERVICE

羽田空港エスコートサービス

東京国際空港ターミナル株式会社
(運営:羽田旅客サービス株式会社)

《 予約・申込み 》

MAIL (受付専用) hnd-airportescortservice@tiat.co.jp

《 お問い合わせ 》 ※上記メールでも可能

TEL 03-6428-0825 (9:00~17:00 年中無休)

URL https://tokyo-haneda.com/service/facilities/escort_service.html

エスコートサービス利用規約

第1章 総則

(目的及び定義)

第1条 エスコートサービス利用規約（以下「本規約」という。）はエスコートサービスを利用する者（以下「利用者」という。）が、東京国際空港ターミナル株式会社（以下「管理者」という。）またはその委託を受けた第三者が行うエスコートサービスを利用するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

2. エスコートサービスとは、第3ターミナル（以下「T3」という。）及び第2ターミナル（以下「T2」という。）国際線エリアでの出発・到着・乗り継ぎの際に、専任スタッフが出迎え、搭乗手続き・保安検査場・搭乗ゲート等まで同行し、案内するサービスをいう。

3. エスコートサービス予約とは、管理者が管理する T3 及び T2 国際線エリアで実施するエスコートサービスをインターネット(専用申込書)を通じて事前に予約するサービスをいう。

(規約の承諾)

第2条 利用者は、本規約を承諾の上エスコートサービス予約を利用するものとする。

2. エスコートサービス予約の利用に際しては、本規約を承諾し、専用申込書を用いて利用申込手続きを行いサービス予約しなければならない。

(規約の改定)

第3条 管理者は利用者に事前に通知することなしに、本規約を改定できるものとする。本規約の改定は、改定後、ウェブサイト上の「東京国際空港ターミナルエスコートサービス予約」に掲示したときにその効力を生じる。

第2章 エスコートサービス予約の利用

(利用申込・受付)

第4条 利用者は、専用ページから利用申込書をダウンロードし手続きを行い、エスコートサービスの利用資格を得るものとする。

予約受付時間：24時間（年中無休）。予約の際は、以下のアドレスから問い合わせることとする。

電子メール：hnd-airportescortservice@tiat.co.jp

2. 予約受付期間は、原則、利用日の30日前から利用日時の72時間前までとする。

なお、予約以外の本サービスに関する問い合わせについては、以下の問い合わせ先とする。

東京国際空港ターミナル エスコートサービスインフォメーション

電話番号：03-6428-0825（国番号：+81）

※問い合わせ時間 9：00～17：00（年中無休※日本時間）

（予約の成立）

第 5 条

予約の成立は、利用者に対し予約完了の電子メールが送信された時点とする。

（予約変更・キャンセル）

第 6 条 利用者は予約内容の変更、キャンセルをされる場合は第 4 条の問合せ先に電子メールもしくは電話連絡にて行う。なお、利用者は利用日時の 72 時間前までに連絡をしなければならない。

（予約変更・キャンセル 料金）

第 7 条 利用者は利用者の帰すべき事由により、予約を変更・キャンセルされる場合、以下の通り予約変更・キャンセル料金を支払うものとする。

利用日時の 24 時間前以降：100%

利用日時の 72 時間～24 時間前まで：50%

利用日時の 30 日前～72 時間前まで：0%

※予約変更時の違約金については、変更内容・オプションサービス利用の有無によって異なるものとする。また、他社のサービスを代理で手配した場合は、その会社のポリシーに準ずるものとする。

第 3 章 エスコートサービスの内容

（エスコートサービスの内容）

第 8 条 管理者は、エスコートサービスとして、T3 及び T2 国際線エリアを出発・到着・乗り継ぎされるお客様が、シームレスに空港をご利用いただくための 24 時間対応の有料総合サービスを行う。

2. 以下のお客様はエスコートサービスを利用することはできない。

(1) 搭乗する航空会社の規定により、同伴者なしでの搭乗を認められないお客様

(2) 「介助サービス」の予約管理規程第 3 章第 9 条 2 に記載された以下の内容の介助サービスを必要とされるお客様

① トイレでの移乗介助

② 排せつ介助

- ③着替えの介助
- ④食事介助
- ⑤合理的範囲を超える長時間の対応

3.利用者は出入国等における税関・入国管理局・検疫の検査等は、自ら受けるものとする。それに伴い、管理者は利用者の出入国時等の税関・入国管理局・検疫の検査台等への付き添い、立ち入りは行わない。ただし、介助が必要な利用者については、税関検査官に了承を得た場合を除く。

4. 管理者は、T3 及び T2 国際線エリア及び P5 以外では、エスコートサービスを行わない。ただし、利用者の要望により別途有料にて行うサービスにおいては、この限りではない。

5. 天候事由等の不可抗力により航空機の遅延等が発生した場合を含め、利用者がエスコートサービスを利用することができる時間は、利用日時から 3 時間とする。ただし、第 10 条に定めるサービス料金の支払期日までに次条に定める延長料金を支払った場合は、当該時間を超えて、エスコートサービスを利用することができる。

(料金)

第 9 条 エスコートサービスの料金は以下の通りとする。

(単位：日本円)

料金 (国際/出発・到着・乗継)	基本料金	延長料金 (1 時間毎)	備考
ご利用者様 1 名 (スタッフ 1 名)	55,000 円 (税込)	27,500 円 (税込)	
ご利用者様 1 名追加毎 (スタッフ 1 名) ※4 名まで	11,000 円 (税込)	5,500 円 (税込)	55,000 円+(11,000 円×追加人数)

※上記料金は、12 歳以上のお客様が該当いたします。詳細は、第 4 条に記載の連絡先にお問い合わせください。

※深夜時間帯 (22:00~5:00) は、上記料金の 25%加算

なお、料金には、以下のサービスが含まれる。

- (1) 出発時：管理者が運営する TIAT ラウンジの利用
- (2) 出発時：管理者が運営する免税店舗における免税品予約や受渡サービス
- (3) 送迎時：ハイヤー、タクシーなどの駐車及び車寄せの利用

第 4 章 エスコートサービスの支払い

(サービス料金の支払い)

第 10 条 利用者は、管理者の指定する方法により第 9 条で定めた料金を、利用日の 72 時間前までに支払わなければならない。ただし、年末年始、ゴールデンウィーク等の大型連休時はこの限りではない。

2. 利用者は上記料金を専用口座へ日本円で支払わなければならない。なお、専用口座に関しては、予約時に管理者より開示されるものとする。

第5章 利用停止・取消及び提供停止

(利用者へのエスコートサービス利用停止・利用中断)

第11条 管理者は、利用者について次に掲げるいずれかの事由がある場合、エスコートサービスの利用を何ら事前に通知または勧告することなく停止・中断させることができる。

- (1) 利用者が、本規約に違反した場合。
- (2) 利用者が、管理者に対し、虚偽の情報で予約をした場合。
- (3) その他管理者が不相当と判断した場合。

(反社会的勢力の排除)

第12条 利用者が反社会的勢力（暴力団、暴力団構成員等）に該当することが判明し、または次の各号の一つに該当する事由がある場合、管理者は何らの通知をせず、予約を即時解除することができる。

- (1) 反社会的勢力が経営・支配等する団体に所属または関与していると認められたとき。
- (2) 自らまたは第三者の不正の利益を図るもしくは第三者に損害を与える等の目的で、不当に反社会的勢力を使用したと認められるとき。
- (3) 反社会的勢力に資金等を提供し、または便宜を供する等の関与をしていると認められるとき。
- (4) 自らまたは第三者を使用して暴力的な要求行為、法的責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動を行い、もしくは暴力を用いる等の行為を行ったとき。
- (5) その他、前各号に準ずるとき。

(エスコートサービス予約受付の一時的な中断)

第13条 管理者は、以下の事項に該当する場合、エスコートサービス予約の運営を中断できるものとし、その旨を当サイトを通じて利用者に通知する。但し、緊急時ややむを得ない場合は通知を省略することができる。また、管理者は、利用者または第三者が被ったいかなる損害について、理由にかかわらず一切の責任を負わないものとする。

- (1) システムの保守、工事を定期的または緊急に行う場合。
- (2) システムにやむを得ない障害が発生した場合。
- (3) 地震、火災、停電、洪水、津波、噴火、暴動、騒乱、戦争、その他の非常事態によりエスコートサービス予約の提供を通常通り行うことができなくなった場合。

(4) その他管理者がやむを得ないものと認めた場合。

(サービス予約受付・提供の中止)

第 14 条 管理者は、関係官庁による要請等により、エスコートサービス予約受付・提供の全てまたは一部を中止することができる。

2. 管理者は、前項によりエスコートサービス予約の提供を中止するときは、その旨を当サイトを通じて通知する。ただし、緊急時ややむを得ない場合は通知を省略することができる。

(個人情報保護)

第 15 条 管理者は、エスコートサービス予約の運営において、利用者からエスコートサービス予約の利用申込書に際して提供された情報（以下「予約情報」という。）に対し、個人情報（個人情報の保護に関する法律第 2 条第 1 項に定めるものをいい、以下「個人情報」という。）を、個人情報の保護に関する法律その他関係法令（以下本条において「関係法令」という。）に則って取扱うものとする。

2. 利用者は、管理者が利用者にエスコートサービスを提供するために必要な限度で、利用者が利用する予定の航空会社に対し、関係法令に従い、予約情報のうち、利用者の氏名、搭乗予定日、搭乗予定便名及び管理者が提供する予定のサービスの内容を提供することに予め同意する。

(プライバシーポリシー)

第 16 条 管理者は、エスコートサービス予約を通じて取得した利用者の個人情報を、管理者が定める以下のプライバシーポリシーに従って取り扱うものとする。

引用：「東京国際空港ターミナル株式会社プライバシーポリシー」

<http://www.tiat.co.jp/privacy.html>

第 6 章 免責

(免責事項)

第 17 条 管理者は、第 10 条ないし第 13 条の事態もしくは通信の状態によりエスコートサービス予約が利用できなかったこと、または利用者が予約したデータが設備の故障等に伴い滅失したことにより利用者または他者に生じた損害については、一切の責任を負わない。

2. 利用者に対する管理者の責任は、利用者が支障なくエスコートサービス予約又はエスコートサービスを利用できるよう、善良なる管理者の注意をもってサービスを運営することに限られるものとする。

3. 管理者はエスコートサービス予約又はエスコートサービスの利用により発生した利用者の損害（他者との間で生じたトラブルに起因する損害を含む）、およびエスコートサービス予約又はエスコートサービス

の全てまたは一部を利用できなかったことにより発生した、利用者または他者の損害に対し、本規約で特に定める場合を除き、いかなる責任も負わないものとする。

4. 管理者は、第 8 条 2 項・3 項・4 項の理由により、利用者の要請に応じたサービスを提供することができなかった場合でも、損失、費用、契約違反その他の一切の損害に対して、いかなる責任も負わない。

第 7 章 その他

(著作権)

第 18 条 管理者の提供するエスコートサービス予約に関する各情報の著作権、その他知的財産権は管理者に帰属するものとする。

(管轄裁判所)

第 19 条 エスコートサービスまたはエスコートサービス予約に関連して、利用者と管理者との間で問題が生じた場合には、当該当事者がともに誠意をもって協議するものとする。

2. 利用者と管理者との間におけるエスコートサービスまたはエスコートサービス予約に関する訴訟は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(準拠法)

第 20 条 本規約、エスコートサービスまたはエスコートサービス予約の利用に関しては、日本法が適用されるものとする。

附則

本規約は、令和 3 年 4 月 6 日より施行する。

以上